

## 大田区新型コロナウイルス感染症流行期診療環境整備支援事業の実施について

## 1 事業の名称

大田区新型コロナウイルス感染症流行期診療環境整備支援事業

## 2 目的

医師会等が新型コロナウイルス感染症拡大防止のために実施する医療機関の環境整備にかかる費用の一部を、区が補助金として交付することにより、当該医療機関に勤務する医療関係者等の就労環境を改善し、安定した診療体制を確保し、業務の円滑化を図る。

## 3 支給方法

区内の医師会、歯科医師会、薬剤師会に対し、1診療所あたりの基準額に加盟診療所数を乗じた額を限度とし、支給する。

## 4 補助内容

新型コロナウイルス感染症対策として購入した物品や設備の導入費用に対する補助。

## 5 対象期間

令和2年1月27日から令和3年3月31日まで

## 6 基準額

医師会等	医師会等に所属する一診療所等当たりの基準額
医師会	60,000円
歯科医師会	30,000円
薬剤師会	10,000円